

## 催しにおける対象火気器具等及び露店等の取扱いに関する運用要領

(趣旨)

第1条 この要領は、富士市火災予防条例（昭和41年富士市条例第38号。以下「条例」という。）

第18条第1項第9号の2（第19条から第22条までを準用する場合を含む。以下同じ。）及び第45条第6号に関する指導及び運用について、必要な事項を定めるものとする。

(消火器の準備)

第2条 条例第18条第1項第9号の2の規定に基づき準備する消火器は、次のとおりとする。

(1) 消火器は、原則として対象火気器具等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。）を取り扱う者が準備すること。ただし、使用実態に応じ初期消火を有効に行いうる場合は、複数の対象火気器具等に対して共同して消火器を準備することができる。

(2) 消火器は、消火器の技術上の規格を定める省令（昭和39年自治省令第27号）第1条の2第1号に規定する消火器（同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。）のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応するものを準備すること。

(3) 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食、破損等のない消火器を準備すること。

(4) 条例第23条第1項ただし書の規定による承認を受けたものが、安全対策として設置した消火器により初期消火が有効に行える場合には、消火器が準備されているものとする。

2 条例第45条第6号に規定する者は、前項第2号から第4号によるほか、露店、屋台その他これらに類するもの（以下「露店等」という。）ごとに消火器を準備しなければならない。

(届出)

第3条 条例第45条第6号の規定に基づく届け出は、富士市火災予防条例施行規則（昭和42年規則第10号。以下「規則」という。）第3条及び第4条によるほか、次のとおりとする。

(1) 複数の露店等又は催し全体を一括して届け出することができる。

(2) 届出書には、催しの範囲及び対象火気器具等を使用する露店等の配置を明記した図面を添付すること。

(3) 他の届出等（条例第45条第3号に基づく催し物開催届及び規則第7条に基づく禁止行為の解除承認申請等）と同一の催しである場合も、届け出すること。

(4) 対象火気器具等を使用する露店等を、屋内に開設する場合も届け出すること。

(火災予防)

第4条 対象火気器具等を使用する露店等の開設者は、自主点検票（別記様式）に基づく点検を実施するとともに火災予防に努めなければならない。

(現場指導)

第5条 消防署長は、届け出された催しについて火災予防上必要がある場合は、現場を確認し指導すること。

附 則

この要領は、平成26年8月1日から施行する。

## 自主点検票

該当する項目を確認し、火災予防に努めてください。		確認欄
開設場所	消防水利（消火栓、防火水槽等）の使用に支障とならない場所に開設していますか。	
	消防車の進入や避難に支障を及ぼす場所に開設していませんか。	
消火器	消火器の準備はしていますか。	
対象火気器具等	火気器具等の周囲は、整理整頓されていますか。	
	火気器具等は、安定した不燃性の台などの上で使用していますか。	
液化石油ガス（プロパン）	ガスボンベは転倒しないように固定していますか。	
	ゴムホースの接続部は、ホースバンド等で締め付けられていますか。	
	ゴムホースにひび割れ等はありませんか。	
カセットこんろ	カセットボンベの装着部分を覆う調理器具は使用していませんか。	
	カセットボンベは、直射日光や火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管していますか。	
まき、炭等	火気の周囲は常に整理整頓し、後始末は確実にしていますか。	
電気器具	たこ足配線を避け、電気配線の許容電流を守っていますか。	
	電気コードは、照明器具等の荷重がかからないようにしていますか。	
	照明器具は、可燃物と接触していませんか。	
発電機	発電機を稼働したまま給油していませんか。	
危険物容器	携行缶のキャップを開ける前には、圧力弁等を操作して圧力を抜いていますか。	
	危険物容器は、直射日光及び火気等の近くを避け、温度が上昇しないように保管していますか。	
暖房器具	暖房器具と可燃物との距離を十分に保っていますか。	
	燃料の給油は、必ず暖房器具の火を消してから行っていますか。	
放火防止対策等	可燃物等を持ち帰り、放火を防止するための対策はしていますか。	